

Q & A

COVID-19 に感染した医療従事者の労働災害認定について（2020 年 11 月時点）

Q1. 当病院は新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の治療にあたる医療機関です。感染患者の治療に従事していた A 医師が感染し、入院加療を要しました。労働災害として適切な対応をとりたいと思いますが、休業中の給与関係をどのように取り扱えばよいのでしょうか。

Q2. 当病院は新型コロナウイルス感染患者の治療にあたる医療機関です。感染患者を直接は看護していない B 看護師が、COVID-19 に感染しました。B 看護師は、感染患者を直接治療した C 医師、D 看護師と接触した事実が認められますが、C 医師、D 看護師は PCR 検査で陰性で、感染経路は特定できません。この場合にも労働災害に認定されるのでしょうか。

Q3. 当診療所は耳鼻咽喉科医院です。E 看護師が発熱の症状を訴え、PCR 検査を受けたところ陽性判定で、現在、休まっています。保健所より、当院外来を受診した患者さんが COVID-19 への感染が確認されたとの連絡がありました。この患者さんが当院を受診したのは発症 1 日前のようです。保健所からの連絡を受けて、病院スタッフが検査を受けたところ、E 看護師以外の感染者はいませんでした。E 看護師の行動履歴からは他の感染経路の可能性は低く、この患者さんから感染した可能性があるものの、断定できません。この場合、労働災害に認定されるのでしょうか。

A1. 労働者が、業務上疾病に罹患した場合には、業務災害として労災保険法上の保険給付を受けることができます（労災保険法第 12 条の 8 第 2 項、労働基準法第 75 条第 1 項第 2 項）。業務遂行中に業務に起因して発生した疾病であれば、「業務上」疾病に罹患したと言えます。

いわゆる「職業病」等業務上の疾病については、「患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務または研究その他の目的で病原体を扱う業務による伝染性疾患への罹患（細菌、ウイルス等の病原体による疾病）」については、業務上の疾病に該当するとされています（労働基準法第 75 条第 2 項、労働基準法施行規則第 35 条、別表第 1 の 2 第 6 号の 1）。

今回のケースでは、COVID-19 の治療に従事し COVID-19 に感染したということですから、労働災害として労災保険上の保険給付を受けることができると考えます。

休業中の給与関係については、使用者は、休業 3 日目までは平均賃金の 60%の休業補償を支払う義務があります（労働基準法第 76 条）。休業 4 日目からは、労災保険から休業補償給付（給付基礎日額の 60%）と休業特別支給金（給付基礎日額の 20%）が支給されます（労災保険法第 14 条、労災保険特別支給金規則第 3 条）。

なお、就業規則等で労働災害による休業中 4 日目以降も使用者が給与を支払う旨の定めがある場合には、上記とは別の取り扱いとなりますので、まずは就業規則等を確認してください。

A2. 上記 A1. で述べた「患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務または研究その他の目的で病原体を扱う業務による伝染性疾患への罹患（細菌、ウイルス等の病原体による疾病）」（労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 6 号の 1）における「患者」とは、当該細菌・ウイルスに感染した患者に限定されない、と一般的に解されています。

また今般の COVID-19 感染拡大を受けて、厚生労働省からは、「患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる」との見解が示されています〔厚生労働省労働基準局補償課長「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」（令和 2 年 4 月 28 日基補発 0428 第 1 号）〕。この厚生労働省の通知における「患者」とは、従来からの労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 6 号の 1 の考え方と同じく、COVID-19 感染患者に限定されない趣旨とのことです。

今回の事例では、感染が確認された看護師は、COVID-19 感染患者を直接は看護していないものの患者の看護業務に従事しており、また、業務外で感染したことが明らかとはいえません。したがって、労災認定され労災保険給付の対象となると考えます。

A3. 上記 A2. で述べたとおり、COVID-19 の感染患者以外の患者の診療・看護にあたる医療従事者が COVID-19 に感染した場合でも、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

COVID-19 は、感染者に症状がなくとも他者に感染を拡大させるリスクが指摘されており、無症状の感染患者が他の疾病の治療のため、新型コロナウイルス感染患者の治療を行っていない診療科を受診し、医療従事者に感染させる可能性があります。そのため、COVID-19 感

染患者の治療を担っていない医療機関で診療・看護にあたる医療従事者も、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、労災保険給付の対象となります。

今回の事例では、E 看護師以外の感染者はいないようですが、他の感染経路の可能性は高いとはいえ、業務外で感染したことが明らかとはいえませんので、労災認定され労災保険給付の対象となると考えます。

なお、2020 年 11 月 16 日 18 時時点のデータでは、医療従事者等が新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数は 1622 件、このうち既に決定（判断）が示されたのは 877 件で、この 877 件のうち 854 件について支給決定（労災と認定）されています。

【参考文献】

- ・ 水町勇一郎. 詳解 労働法. 東京: 東京大学出版会; 2019.
- ・ [「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」\(令和 2 年 4 月 28 日基補発 0428 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長通知\)](#)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等」(厚生労働省 HP)
- ・ 「新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け) 令和 2 年 10 月 15 日時点版」(厚生労働省 HP)

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [NO.25 新型コロナウイルス感染拡大に伴う病院・診療所の労務問題について**](#)
- ・ [感染症と労災補償***](#)
- ・ [新型コロナウイルスの感染経路と空気中での粒径特性**](#)
- ・ [\(6\) 労災保険の注意点***](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。